

## 「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程

### (総則)

第1条 この規程は、『公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）及び加盟団体における倫理に関するガイドライン（以下「倫理に関するガイドライン」という。）』が提起する、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問い合わせ（以下「相談等」という。）に対応する体制を整備するため、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（以下「相談窓口」という。）に関することを定める。

### (体制・担当)

第2条 相談窓口は本連盟倫理委員会の下に置き、その事務は本連盟事務局総務部が所掌する。但し、個人情報保護の観点から、相談窓口の担当者は原則として事務局長とする。

### (相談内容及び被相談者の範囲)

第3条 相談窓口は、「倫理に関するガイドライン」に掲げる次の相談等に対応することができる。但し、私怨・誹謗中傷・不平不満に関するものは除く。

- (1) 身体的・精神的暴力行為等にかんすること
  - (2) 身体的・精神的セクシュアル・ハラスメントに関すること
  - (3) ドーピング防止及び薬物乱用に関すること
  - (4) 不適切な経理処理及び不正行為に関すること
  - (5) その他法令違反に関すること
2. 相談窓口では、前項の(1)から(5)以外の事案については対応しないものとする。
3. 被相談者の範囲は、本連盟及び加盟団体の役・職員、公認スポーツ指導者（監督・コーチを含む）、競技会・行事などに携わる競技役員をはじめとする運営関係者及び登録競技者とする。

### (相談等の方法)

第4条 相談窓口の利用方法は、電話・電子メール・ファクシミリ・書面及び面会のいずれも可能とする。

2. 前項の利用方法は、本連盟ホームページや機関誌「月刊水泳」等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

(手続き)

- 第5条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し相談等を受けた旨、速やかに通知するとともに、相談等の内容を確認する。
2. 事案の相談等を受けた場合、相談窓口は速やかに本連盟担当委員会・当該加盟団体等に報告し、事実の確認及び適切な対応を依頼する。
  3. 事案の確認及び対応の依頼を受けた本連盟担当委員会・当該加盟団体等は、相談等に関する確認・調整にあたり協力・連携して対応するとともに、確認及び対応結果について、相談窓口に報告するものとする。
  4. 相談窓口は、通報等が匿名で連絡先が確保できないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合には、その責務を免除される。
  5. 相談窓口は、事案及びその確認並びに対応結果について、倫理委員会に報告する。
  6. 倫理委員会は、事案の内容に応じて、委員会を開催し対応するものとする。
  7. 倫理委員会は相談窓口を通して、紛争状態にある相談等については、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等への相談及び問い合わせを相談者に提案するものとする。

(情報の保護)

- 第6条 相談等に対応する役職員（事務局長）並びに倫理委員会委員は、正当な理由無く、相談等の内容を開示してはならない。

(対応者の責務)

- 第7条 相談を受けた役職員（事務局長）は、法令及び本連盟諸規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(補則)

- 第8条 その他相談窓口について必要な事項は、倫理委員会で定める。

附則

1. この規程は、平成25年4月2日より施行する。